

安全衛生委員会規程

(目的)

第1条 この安全衛生委員会規程は、社会福祉法人宇部市社会福祉協議会（以下「本会」という。）職員の労働の安全、健康の保持増進及び快適な職場環境の形成について、必要な事項を協議するために設置する本会職員安全衛生委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、職員とは本会就業規則第3条に掲げる者をいう。

(組織)

第3条 委員会は、委員長1人及び委員若干名をもって組織するものとする。

2 委員長は、事務局長の職にあるものとし、委員は課長の職にある者ならびに委員長が推薦するものとする。

3 委員会の委員長及び委員は、本会会長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要と認めた場合及び委員からの申出により委員長が招集し、会議の議長は委員長があたる。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

3 委員が、緊急その他やむを得ない事由により出席できないときは、あらかじめ、委員長の承認を得て代理者を出席させることができる。

(定足数)

第6条 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認める場合には、委員会に関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(協議事項)

第8条 委員会は、次の事項について協議する。

- (1) 労働の安全に関すること。
- (2) 職員の健康の保持増進に関すること。
- (3) 快適な職場環境の形成に関すること。
- (4) その他安全衛生に関し必要なこと。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。